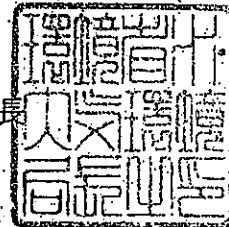


環水大水発第 080401002 号
環水大土発第 080401001 号
平成 20 年 4 月 1 日

都道府県知事
政令指定都市市長
中核市市長

殿

環境省水・大気環境局長



「ダイオキシン類対策特別措置法第 2.6 条第 2 項に基づく常時監視結果（水質及び水底の底質）の報告について」の改正について（通知）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質及び水底の底質の常時監視結果の報告については、「ダイオキシン類対策特別措置法第 2.6 条第 2 項に基づく常時監視結果（水質及び水底の底質）の報告について」（平成 12 年 3 月 27 日付け環水企第 1-50 号、環水規第 58 号環境庁水質保全局長通知、平成 19 年 3 月 19 日付け環水大水発第 070319001 号、環水大土発第 070319002 号にて改正）により、その報告内容等を通知し、実施されてきたところである。

今般、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算値（毒性等価係数）の改正に伴い、上記通知において測定方法として引用している日本工業規格 K 0312 が改正されたため、記のⅢを以下のとおり改正したので通知する。

記

- 1 記のⅢの 2. 、 3. 及び 4. 中の「K 0312(2005)」を、「K 0312」に改める。
- 2 記のⅢの 2. 中の「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成 12 年 3 月環境庁水質保全局水質管理課。以下「測定マニュアル」という。）を、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（以下「測定マニュアル」という。）に改める。